

その他(ワーキング・グループに分類されないもの)

提案事項名

1 ー 所在不明株主の株式売却

該当頁

..... 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	11月18日	1月10日	所在不明株主の株式売却	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>1)「通知又は催告」「剰余金の受領」に関する要件において、「5年間」との要件があるが、定款で定めることを条件に、この期間を短縮することを可能とすべきである。</p> <p>2)株式を競売又は売却した後の代金に関し、会社へ請求できる期間を定款の定めにより短縮することを可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】会社法の施行に伴い、「所在不明株主の株式売却」が可能となり、一定の株主管理事務手続きの合理化が図られた。しかしながら、実際の手続きでは煩雑さが伴うため、さらなる株式事務の合理化のために上記の2点を提案する。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省